

議案第15号

三朝町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月7日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成18年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
職 名	給 料 月 額	職 名	給 料 月 額
町 長	802,000円	町 長	827,000円
助 役	642,000円	助 役	662,000円

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。